



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3808号 2017.7.31 発行

お尻たたくのは逆効果 約束守れない子供に 日米チーム、幼児調査

産経新聞 2017年7月31日

悪いことをしたときにお尻をたたく幼児への体罰は、約束を守れないなどの問題行動につながり、しつけとして逆効果。そんな研究結果を藤原武男・東京医科歯科大教授（公衆衛生学）らの研究チームが31日までに国際子ども虐待防止学会の学会誌に発表した。

チームは、厚労省が子育て支援策などへの活用を目的に平成13年生まれの人を追跡している「21世紀出生児縦断調査」のデータ約2万9千人分を使い、3歳半のときにお尻をたたくなどの体罰の有無が、5歳半に成長した時の行動にどう影響しているか分析した。

その結果、3歳半の時に保護者から体罰を受けていた子供は、全く受けていなかった子供に比べ、5歳半の時に「落ち着いて話を聞けない」という行動のリスクが約1・6倍、「約束を守れない」という行動のリスクが約1・5倍になるなど、問題行動のリスクが高いことが分かった。

藤原教授は「お尻をたたくことは日本では社会的に許容されている部分があるが、今回の結果からは、問題行動につながる行為だと言える」と語る。

8月から大企業社員ら介護負担増 保険料に「総報酬割」導入

共同通信 2017年7月30日

40～64歳が支払う介護保険料で、収入に応じた「総報酬割」という新しい計算方法が8月から導入される。大企業の社員や公務員ら約1300万人は負担が増える一方、中小企業を中心に約1700万人は負担が減る。

厚生労働省の試算によると、本年度は1人当たりの負担（労使合計）が、大企業を中心とした健康保険組合で平均月242円増、公務員の共済組合で657円増、中小企業向けの協会けんぽで80円減となる。それぞれ対応は異なるが、計算方法の変更を織り込んで4月から既に介護保険料を引き上げたり、下げたりした健保組合もあるという。

障害者への配慮、実現するには 車いすで搭乗拒否 永井啓吾、神元敦司

朝日新聞 2017年7月31日

足の不自由な車いすの男性が階段式のタラップを腕の力で上るという出来事が、格安航空会社（LCC）のバニラ・エア（本社・成田空港）で先月起きた。企業に求められている障害者に対する「合理的配慮」への理解が課題になった。（永井啓吾、神元敦司）

■「合理的配慮」 知恵出し合い国民的合意へ

友人5人と鹿児島県の奄美大島への旅を楽しもうと、関西空港へ向かった木島英登（ひでとう）さん（44）＝大阪府豊中市。広告代理店勤務をへて、2004年に「バリアフリー研究所」を起業。海外旅行記をメディア向けに執筆したり、企業研修の講師を務めたりしてきた。飛行機に乗る機会も多いが、バニラ・エアの搭乗カウンターで「歩けないこ

と」を理由に搭乗を拒否された。



昨年4月施行の障害者差別解消法（解消法）は、障害があることを理由にサービスの利用を拒否することや、サービスの提供の場所や時間などを制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取り扱い」を禁じている。また、障害者から障壁を取り除くよう要請があった場合、企業には負担が重すぎない範囲でこれを取り扱う「合理的配慮」をする努力を義務づけた。

国土交通省は法の施行を受け、差別解消に取り組むための「一般的な考え方」を対応指針にまとめ、セミナーなどを通じて航空各社にも周知した。

同省安心生活政策課の担当者は「(合理的配慮の程度や負担の範囲が)航空会社の事業規模で差が出ることはあり得るが、LCCだからといって合理的配慮を提供することに取り組みなくてもいい、ということではない」と説明する。

障害者差別解消法が求めていること 内閣府などの資料から

不当な差別的取り扱いの禁止の例 法的義務



- 車いすだから、介助者がいないからといって店に入れない
- スポーツクラブや習い事の教室に入会できない
- 障害者を無視して、介助者にだけ話しかける

合理的配慮の提供の例



国・地方公共団体などは法的義務、事業者は努力義務

- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助
- 盲導犬を連れている、足が曲げられないなど状況に応じて席を案内
- 絵や写真のカード、タブレット端末などを使って意思疎通を図る
- 車いすの人の目線に合わせた自販機やカウンターを設置

「心の性」で小中高通学



G I D の 1 8 歳、社会人に 神戸新聞 2017年7月31日
卒業式を終え、母(右)とにこやかに寄り添う優さん(仮名)＝今年2月、兵庫県内(画像の一部を加工しています)

12年前、心と体の性が異なる性同一性障害(G I D)のため、体は男ながら女兒として小学校に入学した兵庫県播磨地方出身の優さん(18)＝仮名＝が、高校まで女子生徒として生活し、この春卒業、就職した。小中高と「心の性」で受け入れられた全国初の事例とみられる。優さんは、G I Dの治療指針に影響を与えたほか、同様の子どもに対する学校の配慮が全国的に広まるなど、社会の理解が浸透するきっかけとなった。優さんは「周りの助けでここまで来られた。カミングアウトした友達にも理解してもらい、大変感謝している」と話している。

1歳のころからスカートやぬいぐるみが大好きだった優さんは、5歳のとき、体の性への拒否感が強くなり、ほとんど食事

をとらなくなった。そのため母親が医師の助言に従い、女兒として小学校に入学できるよう教育委員会に依頼し、認められた。トイレや身体測定も女兒扱い。2006年に神戸新聞が報じた際、幼い子どもである点や、ほかの生徒に知らせない状態での異例の受け入れなどに賛否両論が噴出したが、中学、高校でも同様の配慮が教育委員会などで引き継がれ、女子の制服で生活した。

治療面では、小学6年生で第二次性徴が始まり、思春期の体の変化を一時的に止める「抗ホルモン剤」を全国で初投与された。身体面の男性化が抑制され、精神的苦痛が軽減。主治医の康純（こうじゅん）・大阪医科大准教授は「副作用はまったくなく、思春期の患者特有のホルモン療法への焦りがなかった」と振り返る。日本精神神経学会は、優さんを契機に、心の性に合わせて体を変える「ホルモン療法」の下限年齢を、条件付きながら18歳から15歳に引き下げた。優さんは高校入学直前に女性ホルモンを始め、すでに体は女性化している。

今年2月の高校卒業式。母親は、優さんが学校生活を終えることについて「一般のお母さんと同じ気持ちだと思う。こんなに大きくなってくれてありがとう」とかみしめるように語った。4月には県南部の肉牛牧場に就職。牧場主は「性同一性障害だから心配したというのは特になかった。取引先にも連れて行くが、特に性別について聞かれることもない」という。

周囲の配慮に包まれ、学校生活を終えたが、体への違和感は続いている。高校2年の秋には「お風呂に入っていると、(ホルモン療法で)胸も出てきたのに男でもあるから中途半端でキモい」と話し、「女友達にうそをついている感じがする」とこぼしていた優さん。就職して間もなく4カ月。「将来は(性別適合)手術をして戸籍の性別を変えたい」と話している。(霍見真一郎)

「心の性」学校配慮12年 文科省通知具体化の功罪 神戸新聞 2017年7月31日



小学校から高校まで「心の性」で受け入れられた優さん(仮名)。現在は肉牛牧場で働く＝兵庫県内

性同一性障害(GID)のため小学校から「心の性」で受け入れられた兵庫の優さん(18)＝仮名＝に続き、全国の学校で同じ悩みを抱える子どもたちが声を上げたことで、文部科学省は2015年、GIDの児童・生徒に対する配慮を求める通知を全国の教育委員

会宛てに出した。「画期的」と評価する声がある半面、支援の事例集が「柔軟性を欠いた対応を招く」との批判もある。関係者に話を聞いた。

文科省の通知には、最後に「支援の事例」という9項目にわたる一覧表がついており、「服装」という項目では「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」とある。抽象的な文言だけでなく、具体的な対応に切り込んだ通知で、評価する声があるゆえんだ。

「文科省側は通知を作る際、マニュアルのようなものを求めていた」と話すのは、通知作りに携わったGID学会理事長の中塚幹

性同一性障害の児童生徒に対する学校の配慮事例	服装	自認する性別の制服や体操着の着用を認める
	髪形	(戸籍上男性の児童生徒に)標準より長い髪形を認める
	トイレ	職員トイレや多目的トイレの利用を認める
	呼称の工夫	通知表などを、児童生徒が希望する呼称で記す
	授業	体育・保健体育で別メニューを設定する
	水泳	(戸籍上男性の児童生徒に)上半身が隠れる水着の着用を認める
	修学旅行など	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす

※文部科学省調べ

也・岡山大大学院教授。中塚教授は「そんなに単純なものではない」と反対し、出すとすれば失敗例も含めた事例集を提案したが、最終的に通知のような表になったと明かす。

自身もG I Dで、京都府の高校教諭である土肥いつきさん（55）は、G I D生徒交流会を11年主宰していることも踏まえ、「通知は80点。制服や呼称など、それまで特例扱いだったことが標準化された」と一定評価する。しかし、懸念するのは対応の画一化だ。「学力や体力と違い、（体の）性別は、生徒自身もどこに属するか知っているため、教室内をまとめる際に使われやすい」といい、その基準を揺るがすG I D児童・生徒に戸惑う教員が、通知の支援例をマニュアルのように使ってしまふ恐れがあるという。

実際、奈良県の公立中学校に「心の性」に基づき女子生徒として通う舞さん（14）＝仮名＝は、修学旅行を迎えるにあたり、同室の女子全員が構わないと言っているのに、通知通りの「1人部屋の使用」を強要されたという。また、兵庫の優さんは、通知の配慮例にある通り女子生徒として中学時代に運動部で活動。市内大会で準優勝したものの、本来なら進める次の大会への出場が認められなかった。

土肥さんは言う。「通知に書いてあるのは最低ライン。具体的な配慮例を記したことの良さもあるが、逆にそれさえやればいいというような“ガラスの天井”を作ってしまった」。優さんの受け入れから12年。学校現場は今、G I Dの子どもたちの受け入れで本質的な変化を求められている。（霍見真一郎）

障がい者の就労支援事業所、沖縄で急増 5年余で3倍 利用者増も過当競争の懸念

沖縄タイムス 2017年7月31日

障がい者の就労を支援する県内の「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」の事業所数合計が7月現在491施設となり、2011年度末から5年余りで約3倍に急増していることが分かった。全国的に参入事業者が増える傾向にあるが、沖縄は事業所数の人口割合で就労移行が全国1位、A型4位、B型2位の多さ。就労機会が増える一方、利用者の奪い合いによる過当競争で事業所が提供するサービスの質の低下などにつながる懸念も広がっている。（学芸部・座安あきの）

都道府県別事業所数の人口割合で県内の就労移行は全国平均の2・5倍、A型2・6倍、B型2倍と高い。

県障害福祉課によると、就労移行は11年度の51軒が現在105軒、A型14軒が112軒、B型104軒が274軒で、2～8倍。16年度末時点の利用者数は就労移行657人、A型1841人、B型4587人の計7085人で、11年度の2倍になった。

各事業者が利用者に適した就業先や業務を開拓する一方で、一部には利用者に支払うべき賃金に見合った仕事を確保できず、本来は指導員らの給与、運営資金などに充てる給付金を利用者賃金に補填（ほてん）するケースが増えている。給付金額減に直結する定員割れを防ぐ目的で利用者を囲い込み、就労可能な利用者の就職機会を阻むような状況も発生している。



厚生労働省の担当者は「大阪など都市部のコンサルタントが沖縄への事業参入を指南する動きもあるようだ。最低賃金の安さも参入しやすい要因とみられる」と指摘する。

県の4月調査では、A型事業所（回答82事業所）のうち、7割に当たる59事業所が給付金を利用者の賃金に充てていると回答した。

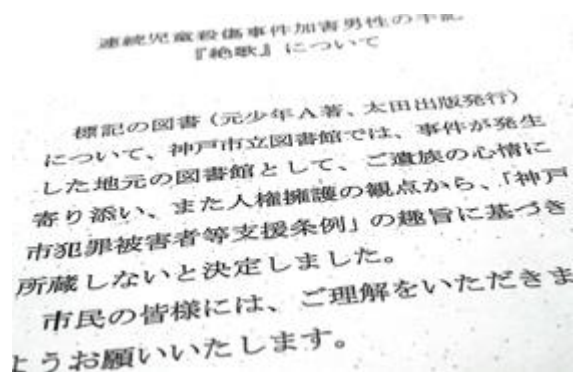
厚労省は、全国で不適切な運営実態があるとして今年4月から指定基準の見直しを始めた。A型で給付金による賃金補填を認めないことを明記し、事業所ごとに収支を確認するための経営改善計画書の提出を求めるほか、従来B型事業や生活介護事業にあった総量規制の対象にA型も加えた。

県は障害福祉計画で定めた利用者数の見込み量を上回る場合、新規事業所の指定を停止、抑制することが可能になっている。

神戸連続児童殺傷 手記「購入せず」図書館の対応検証 神戸新聞 2017年7月31日

図書館運営会議の議論を経て神戸市内の各図書館に掲出された張り紙のコピー。「絶歌」を所蔵しない方針と理由が明記された

2年前の6月23日、神戸市の「図書館運営会議」で、ある書籍の購入の可否が話し合われた。20年前の1997年に同市須磨区で起きた連続児童殺傷事件の加害男性が著し、社会的な議論を巻き起こした「絶歌（ぜっか）」。憲法に定める「知る権利」や「表現の自由」とともに、地元で発生した事件の重みと遺族らの思いに配慮した検討の過程を、当時の内部資料などから振り返る。（小川 晶）



「どんな本なんだろう」

2015年6月上旬、神戸市立中央図書館。近日発行予定の新刊をまとめた「選書リスト」に含まれる1冊が、職員の間でちょっとした話題になった。

蔵書として購入するかどうかの判断材料となる資料で、書籍名やシリーズ名、著者名など取次業者が提供した情報が並ぶ。その1冊は「絶歌」というタイトルと出版社名は記されていたが、著者名が空欄だった。

同月11日、同名の書籍が「元少年A」の名義で発売された。情報会社「オリコン」の本の週間ランキング総合部門で1位になる一方、遺族への連絡がないまま出版され、心情を逆なでする内容だとする批判が相次ぐ。中央図書館は、書籍の購入や閲覧の可否を検討する運営会議の臨時開催を決めた。

同月23日、館長をはじめとする管理職10人が非公開で話し合った。職場で集約した声を順々に挙げていく。議事をまとめた内部資料によると、購入・閲覧に否定的な意見と、ほぼ同数の肯定論が並んでいる。

その一つが「市民の知る権利に応えるため資料を収集し提供する」という図書館の原点に立ったもの。出版差し止めなどの仮処分も出ておらず、分館を含む市内11カ所の図書館には約50件の貸し出し予約が入っていた。

「地元」の公設図書館だからこそその意見も出た。「神戸で起きた事件について書かれたもので、郷土資料として必要ではないか」。結果として犯罪史に残る事件となり、加害男性の主張が記された資料的価値は無視できないとの考え方だ。

職員の一部が当時の心境を明かす。「市民の『知る権利』を保障する図書館が購入を見送るということは、その本を『殺す』こと。感情論で軽々しく判断できるものではない」

市民や著者、出版社の権利を踏まえながらも、議論は購入に否定的な意見が支配的になっていく。その根拠となったのも「地元」の立場だった。

事件後も、被害者や家族、同級生ら多くの関係者が市内で暮らしている。殺害された土師（はせ）淳君＝当時（11）＝の遺族は、抗議文を出版社に送り、図書館側の聞き取りに対しても「購入しないでほしい」と強く訴えていた。

約2時間半の話し合いは、絶歌を発注しない方針でまとまった。13年4月に施行された同市犯罪被害者等支援条例で、遺族の心情に寄り添う行政の役割が明記されたことも大きかったという。購入した上で閲覧を制限する選択肢もあったが、「税金が加害男性や出版社の利益を生み出すことになる」と見送った。

職員は、貸し出し予約を入れていた利用者に1人ずつ電話して理解を求めたところ、ほとんどが納得したという。市民らからも数十件の意見が寄せられたが、大多数が「まっとうな判断だ」という内容だった。

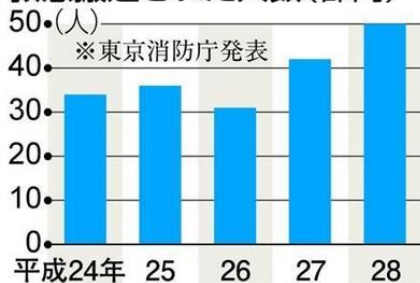
当時の中央図書館長で、会議の会長を務めた三木真人さん（61）は「一定の批判もあるだろうし、100パーセント正しい判断だったかどうか分からないが、被害者らとの距離が近い地元の図書館として、最善の策を選んだと今も思っている」と振り返る。

【神戸連続児童殺傷事件】1997年2月、神戸市須磨区で小6女児2人が頭部を金づちで殴られ、3月16日には小4の山下彩花ちゃん＝当時（10）＝が頭部を金づちで殴られ、1週間後に死亡。同日、小3女児も腹部をナイフで刺された。5月24日には小6の土師（はせ）淳君＝同（11）＝が殺害された。兵庫県警は6月28日、殺人容疑などで中3の少年＝同（14）＝を逮捕。少年は関東医療少年院に収容され、2005年に退院した。

暴行目的「体当たり」、金銭目的「当たり屋」…スマホが狙われている

産経新聞 2017年7月31日

歩きスマホなどによる事故で救急搬送された人数(都内)



■身近な犯罪、誰もが当事者に

スマートフォンの利用が普及する中、スマホを見ながら歩いている人を目掛けて体当たりする暴力行為や、故意にぶつかって自分のスマホを落として修理代を請求する「スマホ当たり屋」と呼ばれる新種の犯罪が全国で相次いでいる。捜査関係者によると、東京都内でも昨年以降、当たり屋被害が連続して発生しているという。誰もが当事者となりうる身近な犯罪で、警察当局も警戒を強めている。(緒方優子)

◆「前見ない相手悪い」

7月19日、神戸市中央区のJR三ノ宮駅のホームで、スマホを見ながら歩いていた50代の女性が体当たりされ、転倒する事件があった。女性は後頭部を強く打ち、頭の骨を折る重傷。その後、傷害容疑で兵庫県警に逮捕された60代の男は「女性が前を見ていなかったからぶつかった。相手が悪い」などと供述した。だが、駅の防犯カメラには、数メートル手前から方向を変え、女性に向かっていく男の姿が写っていた。

インターネット掲示板などでこうした行為は「体当たり」と呼ばれ、「歩きスマホをする人のマナーを正すための注意喚起だ」と称賛するようなコメントが目立つ。中には「体当たりするの楽しい」などと暴力をあおるような内容も見受けられる。

背景には、スマホ利用中の事故そのものの顕在化がある。東京消防庁によると、歩きスマホなどに絡む事故で救急搬送された人は、平成24～28年の過去5年間で193人。人や物との接触が全体の約46%で最も多く、20～40代の搬送が6割近くを占めた。

歩きスマホの人への体当たりは暴行や傷害などに当たる犯罪行為で、決して許されるものではないが、トラブルの引き金となる“摩擦”の解消には、スマホ利用者側にも一定のマナーが求められそうだ。

◆詐欺未遂容疑で逮捕

一方、スマホを持ってわざと人にぶつかり、高額な修理代を請求する「スマホ当たり屋」の存在も各地で明らかになってきている。

「ぶつかったせいでスマホの画面が割れた。修理代を支払え」

繁華街を受け持つ都内の警察署には、昨年からこうした当たり屋に関する相談や110番通報が相次いでいるという。当たり屋の男は駅のトイレなどから出てくる人を狙って故意にぶつかり、「修理代の一部」として1万～1万5千円程度を請求。実際に支払ってしまった被害者もいるといい、警視庁が恐喝の容疑で調べている。

同様の被害は埼玉県でも発生。昨年2月にはJR大宮駅近くの路上で、同様の手口で修理代を請求しようとした20代の男が詐欺未遂の容疑で県警に逮捕されている。

もし自分が“標的”となった場合にはどうすればよいのか。詐欺被害などに詳しい不動産法律事務所（東京都新宿区）の小杉俊介弁護士は「真偽の分からない状態で、その場で修理代を支払ってしまうのは論外。一緒に警察へ行くよう促すことで相手が引くケースもあるが、相手が被害を主張し続けた場合、警察の介入が難しいケースもある。弁護士などを通じて、後日、正式に請求するよう告げるのがベスト」と説明している。

サイバー犯罪から守る夏休み情報防犯教室 ytv ニュース 2017年7月30日
この教室は情報セキュリティー会社が開いたもので、夏休み中の小学生と保護者が架空請求や不正アプリなどのサイバー犯罪について学んだ。スマートフォンを利用する小学生の割合は約3割に上っていて、SNSなどを通じて犯罪被害にあう児童は去年、過去最多。

社説:相模原事件1年 障害を受け入れる社会に 京都新聞 2017年07月30日
相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者19人が殺害され、職員を含む26人が重軽傷を負った事件から1年が経過した。

植松聖被告（27）は逮捕直後から「障害者はいなくなればいい」と主張した。被告の独善的な主張は市民の心を揺るがし、この社会に潜む差別意識や悪意を浮かび上がらせた。誰もが認め合う社会をどうつくるのか。事件は重い課題を突きつけている。

事件は昨年7月26日未明に発生した。植松被告は神奈川県警に逮捕され、横浜地検による5カ月間の鑑定留置で刑事責任能力を問えるとして今年2月、殺人や殺人未遂など六つの罪で起訴された。

公判はまだ開かれておらず、植松被告の真意や事件に至る詳細は明らかになっていない。だが、被告が逮捕直後の考えを今も変えていないことが伝えられている。

インターネット上には被告に共感する匿名の書き込みもあるという。知的障害者の家族を対象にしたアンケートでは、7割近くが、事件後に障害者を取り巻く環境が悪化したと答えている。

被害者の遺族の多くはいまも名前を公表していない。郊外の津久井やまゆり園で子どもが暮らしていること自体を伏せてきた家族も少なくないという。

障害者やその家族が、差別や偏見を恐れて暮らす現状はまったく変わっていない。どうすればこうした状況を打開できるのだろうか。

長男に重度の知的障害がある久保厚子さん（知的障害者と家族でつくる全国手をつなぐ育成会連合会会長）が本紙のインタビューで語った言葉に、そのヒントがあるのではないか。

「多くの人は心の奥底に『障害者は迷惑な存在だ』との思いを抱いていることを認識しないといけない」

久保さんは、障害のある子を持つ親にもそうした考えがあることや、他の子と比べて優劣をつけたりすることがかつての自分にもあったと打ち明ける。

障害者を排除してしまう気持ちは実は誰にでもある。大切なことはそれを認め、障害者

がいることが当たり前の社会を実現することだと指摘する。

障害者に限らず、高齢者や妊娠中の女性をはじめ、支援や理解を必要とする人は少なくない。大切なのは、その存在に気付く想像力ではないか。駐車場の障害者用スペースに車を止めない。多目的トイレを長時間使わない。こうした配慮も想像力があれば難しい行為ではない。

事件の再発防止策については慎重な議論を求めたい。

植松被告は精神障害治療の措置入院から退院して4カ月後に事件を起こした。このため、厚労省は警察も含む行政が精神障害者に関与を強める精神保健福祉法改正案を国会に提出した。精神障害の当事者や家族は「治安目的の監視」と強く反発している。

精神障害者の福祉は十分ではなく、改善しないままでは反発が起きるのも無理はない。拙速な法改正は新たな差別を生む可能性もある。慎重な検討を望みたい。

社説:SDGs 日本にふさわしい役を

京都新聞 2017年07月29日

貧困・飢餓の撲滅や地球温暖化防止を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の進捗（しんちょく）状況について、国連が最新の報告書をまとめた。

極度の貧困にあたる1日1・9ドル（約210円）未満で暮らす人は、世界に7億6700万人。栄養不良の5歳未満の子どもは推定1億5500万人。減少しつつあるとはいえ、アフリカや南アジアを中心に、なお貧しさから抜け出せない多くの人々がいる。その背景にある紛争や環境破壊などに、私たち先進国も無関係ではない。

先週、米国の国連本部で演説した岸田文雄外相は「誰ひとり取り残さない」世界の実現というSDGsの基本理念への日本の貢献を約束し、教育、保健、防災などの分野に2年間で10億ドル（約1100億円）の支援を表明した。政府が昨年5月に打ち出した総額71億ドルの支援の一環だ。

トランプ政権の米国が内向きを強める中、日本に対する国際社会の期待は大きい。日本にふさわしい役割を果たしたい。

2015年の国連サミットで採択されたSDGsは、30年までに達成すべき数値目標を17分野169項目にわたって定めている。途上国支援を柱とした国連ミレニアム開発目標（01～15年）の未達成部分を引き継ぎ、環境や人権の分野を加えた。グローバル化に伴う格差問題への対応も盛り込む。

政府は安倍晋三首相をトップとする推進本部を設置し、昨年12月、平和・安全、省エネルギーなど八つの優先課題からなる「実施指針」を策定した。すべての閣僚が参加する体制をつくった点は評価できるが、指針の中身は各省庁の既存政策の寄せ集めで、総花的な印象が否めない。

省庁の縦割りを反映し、分野横断的な視点が弱いのも気がかりだ。指針は「経済、社会、環境の統合的向上」をうたうが、例えば開発と自然保護を両立させるための政策調整や、目標達成度の評価の仕組みは十分担保されていない。

いま世界が直面する課題の多くは、各国が経済優先で突き進んできた結果生じたものだ。SDGsが描くのはそうした世界の在り方の変革、ライフスタイルの転換である。政府の発想や手法にも変革が求められよう。

企業、地域社会の参画も欠かせないが、まだSDGs自体が知られていない。自治体では滋賀県が先行的に取り組んでいる。身近な暮らしの中で貢献できることから出発し、関心を高めたい。

